徳島県議会政策条例検討会議 結 果 報 告 書

令和4年2月4日

とくしま健康長寿社会づくり条例 (案)

全国よりも高齢化が急速に進む本県では、従来からの「支えられる側」という高齢者像の転換を図ることが急務であり、高齢者を地域社会を支える「新たな担い手」としてとらえ、アクティブシニアを活用した「徳島県版『介護助手』制度」の創設をはじめ高齢者が生き生きと活躍できる施策を推進してきた。

人生100年時代を迎え、高齢者が活躍し、社会の活力を維持、向上させていくためには、高齢者が健康であることが大前提であるが、昨今、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ社会環境が大きく変化する中で、高齢者が社会的に孤立したり、生活不活発につながりやすい状況にあり、フレイルのリスクが高まることが懸念されている。

このため、フレイルを予防し、元気に自立して日常生活を送ることができる「健康寿命」の延伸を図るための取組を強化するとともに、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験、技能を生かし、いつまでも活躍できる環境づくりを「オール徳島」で進める必要がある。

このような認識の下,県民誰もが生涯にわたり健康で生きがいを持って生き生きと活躍できる地域社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、健康長寿社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村との連携並びに県民、関係団体及び事業者の役割を明らかにすることで、県民誰もが生涯にわたり健康で元気に活躍できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - 一 健康長寿社会 生涯にわたり健康で生きがいを持って生き生きと活躍できる社会
 - 二 アクティブシニア 仕事, 趣味, ボランティアなど様々な活動に意欲的に取り組む 元気な高齢者
 - 三 フレイル 加齢に伴い心身の活力が低下し、入院や要介護の危険性が高まる状態

(基本理念)

- 第3条 健康長寿社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として、行うものとする。
 - 一 県民一人一人が、「栄養・運動・社会参加」の三要素を柱とするフレイル予防を実践し、生涯にわたり健康で生きがいを持って活躍できるよう、自主的かつ主体的に取り組むこと。
 - 二 県、市町村、関係団体及び事業者は、全ての県民の健康長寿と生涯活躍の実現に向けて、それぞれの役割を認識し、相互に連携協力しながら、必要な支援や社会環境の整備に取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、健康長寿 社会の実現に向けて基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。 (市町村との連携)

第5条 県は、市町村の果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する健康長寿社会の実現に向けた施策について、市町村と連携して推進するものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、生涯にわたり健康で、アクティブシニアとして地域で活躍できるようフレイル予防の重要性を認識し、県及び市町村が実施する健康長寿社会の実現に向けた施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(関係団体及び事業者の役割)

- 第7条 関係団体及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの実情に応じ、県民が生涯にわたり健康に過ごすための支援、アクティブシニアが活躍する機会の提供その他健康長寿社会の実現に向けた取組を効果的に行うよう努めるものとする。
- 2 関係団体及び事業者は、県及び市町村が実施する健康長寿社会の実現に向けた施策に 積極的に協力するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第8条 県は、市町村、関係団体、事業者等と連携して、健康長寿社会の実現に向け、県 民の認識と理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、健康長寿社会の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を 講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

検証結果報告書

条例名

徳島県読書活動の推進に関する条例

総 括

本条例は、条例の基本理念を基に、様々な取組が行われ目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。

- · 本を読む楽しさが実感できるよう、読み聞かせ講座やおはなし会など様々な施策 を実施し、更なる読書活動の推進に取り組むこと。
- · 街角ライブラリーなどを活用し、読書がしたいけれども機会がない方などに読書 の機会を提供できるようきめ細やかな取組を一層進めること。
- · 今後の電子書籍の普及を見据え、時間や場所に制約されない電子書籍閲覧サービスの充実や郷土資料のデジタル化など更なる利便性の向上に取り組むこと。

ヒアリング結果(運用状況)

実 施 策

○読書活動の普及啓発

- 1 ブックリストへの関心を高め、子供の読書活動の推進を図ることを目的に、小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒を対象に「とくしまの子供のためのブックリスト100!」掲載本コメント・POPの募集及び表彰を、平成24年度から継続して実施。優秀作品は、公立図書館等で巡回展示したほか、カード化して学校・図書館に配布。
- 2 絵本作家による講演会を開催し、世代を問わず、絵本の魅力を体験・ 再考する契機を創出。
- 3 子供の読書活動推進のための講演会を開催し、子供の読書活動をより 一層推進するため、情報交換や読書ボランティアの資質向上につなげた。
- 4 「とくしまの子供のためのブックリスト100!」改訂版、「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト100!」新装版を作成。平成22年に作成し活用をすすめてきたブックリストについて、掲載本等の見直しを図り、より県民に親しまれるブックリストへと改訂。
- 5 「徳島県子どもの読書活動推進計画」の「全ての子供が豊かな心をは ぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力の育成を目指す」という 理念の実現に向け、また、徳島県学力向上推進プランの施策として、読 書好きの子供を増やし、確かな学力、豊かな人間性を育むための読書の 生活化を図るため「読書の生活化プロジェクト」を実施。
- 6 学校図書館の活性化を目指した学校図書館の貸出冊数の調査や特色ある取組の調査を実施。
- 7 読書の楽しさを子供たちに実感させることを目的として「おすすめ本」紹介活動を推進し、書評合戦(ビブリオバトル)の県大会を実施。
- 8 平成30年からは、本や新聞記事についての語り合い活動を推進。
- 9 地域で活動している読書会に「読書会文庫」の貸出、職場の団体やグ ループ、施設等に団体貸出を実施。
- 10 読書への関心を高めるため、企画展やミニ展示、様々な講座を開催。 また、子供たちが読書に親しむ機会を提供するため、おはなし会や読み 聞かせの講座等を開催。

○支援人材の育成

- 1 高校生のための読み聞かせ講習会・実践会を開催し、地域の読書団体 を講師にして、高校生が読み聞かせの基本や発達段階に応じた絵本選び について学び、受講後には、幼稚園や図書館等で読み聞かせの実践を行 った。平成30年、令和元年度はアニマシオンの講座も開講。
- 2 子供の読書環境の充実を図るため、図書館サポーター養成講座を開催し、小・中学校図書館の運営を支援するスキルを持つ地域人材を養成。
- 3 平成29年3月に、「国立大学法人徳島大学、国立大学法人鳴門教育大学、徳島県及び徳島県教育委員会による図書館活動の連携協力に関する関する協定」を締結し、連携・協力を図る。

○読書環境の整備

- 1 外国語を母語とする子供の増加が予想されることや、障がいのある子供たちへの図書館利用サービスのより一層の充実が求められていることから、公共図書館におけるデイジー図書の普及・啓発、多言語翻訳機ポケトークと骨伝導イヤホンを設置・活用したモデル事業を実施。
- 2 個人や団体から寄贈本を募り、子ども食堂等に開設する「街角ライブラリー」に配置して貸出図書として循環させ、本を通じた人との交流や、子供たちの主体的読書活動を支援。また、この取組のモデルである「まちライブラリー」提唱者の礒井純充氏の講演会を開催し、本を通したまちづくりやコミュニケーションづくりについて学ぶ機会を創出。
- 3 平成22年10月に、県民誰もが「いつでも、どこでも」必要な図書館サービスを受けられるよう、「とくしまネットワーク図書館システム」を構築。
- 4 市町村立図書館や図書館未設置の教育委員会が「とくしまネットワーク図書館システム」から予約した図書を、協力車と配送により貸し出すサービスを実施。また、県立図書館職員が県内公共図書館等を訪問して、 各館との情報交換や図書館運営についての助言相談を実施。
- 5 平成30年4月から、「電子書籍閲覧サービス」を開始。
- 6 平成21年10月から、県立高等学校及び特別支援学校図書館への協力貸出を実施。市町村立図書館等を通じて、小・中学校に様々な授業テーマに応じた「調べ学習用図書」の貸出を実施。また、県立高等学校及び特別支援学校図書館にも訪問相談を実施。
- 7 令和2年7月に、県教育委員会の「県立学校・電子図書館(県立図書館電子書籍閲覧)事業」に協力し、学力向上や家庭学習の支援のため、 児童生徒及び教員約2万人に電子書籍閲覧用のIDを発行。
- 8 障がい者へのサービスとして、来館が困難な障がい者の自宅等に本を 届ける郵送貸出を実施し、デイジー図書やオーディオブック、大活字本、 読み上げ機能付きの電子書籍などのバリアフリー図書の収集、拡大読書 器などの読書支援機器を設置。

成果

- 1 「高校生のための読み聞かせ講習会・実践会」の実施により、不読率 の高い高校生の読書への関心を高め、子供への読み聞かせの重要性につ いて再認識する機会となった。
- 2 「図書館サポーター養成講座」により、小・中学校図書館の整備・充実等について周知することができた。また、現役サポーター・司書教諭・図書館司書の参加により、受講生同士の学び合いや、スキルアップにつながったほか、図書館サポーターのネットワーク作りが図られた。受講生1名が令和3年度より図書館サポーターとして採用された。
- 3 「読書バリアフリー講演会」では、読書バリアフリー法成立の背景や、 障がい者サービスについての知識と理解を深めることができた。また、 様々な読書支援機器の体験会も同時開催することで、あまり知られてい なかった機器の利用方法についても周知することができた。

- 4 子ども食堂に「街角ライブラリー」を設置する取組を行うことにより、 寄贈者・子ども食堂のスタッフ・子供たち・大学生を主体とするNPO メンバーらの交流を通じ、子供の主体的読書活動を促進することができ た。
- 5 学校図書館や学級文庫の蔵書数の増加や入替えなど読書環境の充実が 図られた。
- 6 学校における新聞を活用した取組が増加するとともに、集団読書活動 や読み聞かせ活動、ブックリストの作成など各学校の特色ある取組が増加した。
- 7 書評合戦(ビブリオバトル)に取り組む学校が増加した。また、中高 生の県大会を行い、入賞者が県代表として全国大会に出場し上位に入賞 した。
- 8 「とくしまネットワーク図書館システム」の構築により、県内公共図書館等の所蔵資料を一括検索できる「横断検索システム」、県内公共図書館の間で所蔵資料の貸借申込ができる「相互貸借システム」、県立図書館の図書資料を自宅のパソコン等から予約できる「インターネット予約サービス」など、開館時間中の来館や距離的に来館が難しい場合でも図書館利用が容易になり、利便性の向上を図ることができた。
- 9 予約手段の7割がインターネット予約になり、インターネット予約による貸出冊数は30,553冊になった。
- 10 市町村立図書館等へは、延べ巡回日数220日、延べ配送日数65日、 22,075冊、県立学校図書館へは2,338冊、読書会へは476冊、団体へは 1,084冊を貸し出し、県下全域に読書活動の機会を提供することができ た。
- 11 電子書籍閲覧サービスは、従来の事典や図鑑などに加えて中高生や教員向けのコンテンツを増やし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、 閲覧回数も増えた。
- 12 大学図書館とは、企画展の交換展示、図書館職員の交流研修を実施することにより連携を図ることができた。
- 13 郵送貸出は、延べ156人、417タイトルを貸し出し、障がいの有無に関わらず読書活動の機会を提供することができた。

課題

- 1 子供の主体的な読書活動を推進するとともに、生涯学習のための図書館教育、読書バリアフリーへの対応等のため、学校図書館における人的配置は重要である。「図書館サポーター養成講座」受講者を、小・中学校図書館で活用できるよう、市町村に対し継続して周知する必要がある。
- 2 活字による読書が困難な子供や外国語を母語とする子供の読書支援のためには、市町村図書館だけでなく、学校図書館と連携した取組が必要である。
- 3 貧困等の課題を抱える子供の主体的な読書活動の支援のためには、本を届けると同時に、読み聞かせやアニマシオン等の提供の工夫をしていく必要がある。
- 4 調査等の結果から読書を好きな児童生徒の割合が少ない傾向が見られるので、読書の楽しさや効果を実感できる取組を推進し、学校や家庭で主体的な読書活動の定着を図る必要がある。
- 5 「とくしまネットワーク図書館システム」の横断検索の全館参加をめ ざし、このシステムを基盤として市町村立図書館や学校図書館等との連 携をさらに充実させる必要がある。
- 6 新型コロナウイルス感染症により在宅時間が増え、時間や場所に制約 されない電子書籍の充実や、貸出ができない貴重な郷土資料のデジタル 化などを進める必要がある。
- 7 県立図書館が実施している様々なサービスの周知、講座等への積極的な参加を促進するため、効果的な広報に努める必要がある。

今後の 取 組

- 1 視覚障がいや発達障がい等の読書や図書館利用が困難な方が、気軽に書籍を楽しむことができる社会を目指し、令和3年7月に策定した「徳島県読書バリアフリー推進計画」のもと、障がい者が利用しやすい「アクセシブルな書籍等の充実」及び「製作人材の育成」、「障がい者の利用支援」、「読書を支援する環境・人材の充実」を基本方針に、具体的な施策を推進していく。
- 2 令和3年度から「読書の生活化プロジェクトVIー本や新聞記事を活用して、調べよう、考えよう、伝えよう!ー」として新たな取組を開始した。学校で、本や新聞記事を読むことから知識や考えを広げること、本や新聞記事から得た知識や感想、考えなどを他者と共有して練り上げること、個人やグループの学習成果などを発信すること、交流や発信から喜びを実感し主体的な読書活動につなげることといった活動を循環させていくことにより、確かな学力や豊かな人間性を育むことをねらいとしていく。
- 3 「とくしまネットワーク図書館システム」の利便性を向上させることにより、従来の来館型サービスとともに、どのような環境下でも利用できる「電子書籍閲覧サービス」やデジタルアーカイブの公開などの非来館型サービスの充実を図る。
- 4 全ての地域の県民がより多くの図書館資料に出合い、利用できるよう、 市町村立図書館と図書館未設置の教育委員会への協力貸出を充実させる。
- 5 読書活動の振興を図るため、大学図書館や読書ボランティア団体など、 他機関・団体との連携協力により、図書館の利用を促進する。
- 6 県民一人一人の様々なニーズに応えられるよう、豊富で多岐にわたる 内容の資料を収集・提供する。
- 7 子供たちが本の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう蔵書を充実するとともに、おはなし会や読書推進のための研修等を実施する。
- 8 障がいの有無に関わらず、全ての県民が豊かな読書活動を行えるよう、 バリアフリー図書の収集や来館が困難な障がい者への郵送貸出を行うと ともに、他機関・団体との更なる連携協力を図る。

主なヒアリング内容

確認事項(委員) 説明(執行部) ① 読み聞かせに対する支援はどのような ① 読み聞かせのやり方が分からないと いう声もあり、読み聞かせ講座を開催 ものがあるのか。 している。また、おはなし会や読み聞 かせボランティアの研修なども年に複 数回開催しており、最近は外国の方向 けに、英語のおはなし会も開催してい る。 (要望) 様々な施策を実施することで本を読む 楽しさというのが身に付いてくると思う ので、読書活動の推進に向け、是非いろ いろな支援をしてもらいたい。 (2) (2) (要望) 街角ライブラリーなどを活用し、読書 子ども食堂に街角ライブラリーを設 がしたいけれども機会がない方などに、 置し、徳島大学の先生や学生と一緒に 読書の機会を提供できるよう本条例を基 なって、寄贈された本を有効活用し、 にきめ細やかな取組を進めてもらいた 貸し出しできる取組を行っている。 (1₀ (要望) 今後、電子書籍の普及が更に進んでく ると思われるので、より工夫しながら取 組を進めてもらいたい。 ③ 市町村で図書館がないような所や規模 3 市町村の支援については、昭和25年 から移動図書館車「やまなみ号」が県 が縮小されてしまったような所には県が 支援をして、読書環境を充実させる必要 下を巡回しており、教育委員会を通じ があるのではないか。 て県民の方にリクエストいただいた図 書をお届けしている。 読書感想文等の課題については、子供 県立図書館では、読書感想文につい の本離れを逆に進めていることも考えら て書き方講座なども開催している。ま れるため、学校教育の中でも本当に子供 た、子供の本の充実もできるだけ多く

いる。

良い本を取りそろえるように尽力して

が本好きになるような方法は何かという

のを考えていくべきではないか。

④ 県立図書館の予算の推移と図書冊数の ④ 推移はどうなっているのか。 つ

県立図書館で利用できる電子書籍閲覧 サービスの仕組みはどのようなものか。 また、著作権との関係はどうなってい るのか。

④ 予算については、ここ3年は継続して同額の予算を確保している。

図書冊数については、蔵書・雑誌を除き、平成30年が118万4,121冊、令和元年が118万6,303冊、令和2年度120万260冊と着実に増えている。

クラウド型で電子図書を提供するサービスである紀伊國屋書店学術電子図書館(KinoDen)を利用している。電子書籍1点ごとにライセンスを買い取る形になっており、更新等はないような仕組みとなっている。

また、現在の電子図書館サービスに ついては、著作権の問題はクリアして いる。